

公立学校共済組合奈良宿泊所 ホテル リガーレ春日野

宴会場ご利用についてのお願い

《 宴会・催事規約 》

当ホテルでは、宴会、ご披露宴または催し物(以下「宴会等」という。)に関するご契約並びに宴会場及び会議場(以下「宴会場等」という。)の利用については、以下のとおりに定めておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

1. お取り決めの範囲について

当ホテルがおお客様との間で締結する宴会等に関する契約及び宴会場等の利用については、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. 契約の申込について

当ホテルに宴会等の契約の申込をしようとする方は、次に掲げる事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宴会等の主催者名
- (2) 宴会等の開催日、開催時間及び出席予定者数
- (3) 宴会等の内容
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

3. ご契約の成立について

宴会等の契約は、当ホテルが契約の申込を承諾したときに成立するものとさせていただきます。宴会等の契約が成立したときは、原則として別に定める申込金を当ホテルが指定する日までに前払いによりお支払いいただきます。この申込金が指定する日までにお支払いいただけない場合は、宴会等の契約は効力を失うものとさせていただきます。取消料を申し受けます。

4. ご契約の締結拒否について

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結する方または宴会等に出席する利用客に次に該当するものがあるとき。
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
 - ② 暴力団等または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
 - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
 - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者

(2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為な行為を行ったと認められるとき。

(4) この宴会・催事規約に違反したとき。

5. お客様からのご契約の取消しについて

宴会等のご契約については、お客様から当ホテルに通知していただくことによりお取り消しをすることができます。この場合には、次に掲げるところにより、取消料を申し受けます。また、当ホテルが手配済みのものについては、実費を申し受けます。

宴会のお取消料

- ・宴会等ご利用日の当日 料理代金総額の 100%
- ・宴会等ご利用日の前日 料理代金総額の 50%

6. 当ホテルからのご契約の取り消しについて

当ホテルは次に掲げる場合において、宴会等のご契約を解除させていただくことがあります。

(1) 宴会等の契約を締結した方または宴会等に出席する利用客に次に該当するものがあるとき。

- ① 暴力団等
- ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
- ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
- ④ 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者

(2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為な行為を行ったと認められるとき。

(4) この宴会・催事規約に違反したとき。

(2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為な行為を行ったと認められるとき。

(4) この宴会・催事規約に違反したとき。

7. 宴会時間と料金について

宴会場等の使用開始から終了までのご契約時間(以下「利用時間」という。)は、所定の室料

金をお支払いいただいておりますが、この利用時間を超過した場合は、別に定める追加料金を申し受けます。ただし、次の宴会場等の使用開始時刻との関連で利用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

8. 有料人数等の確認について

料理等を用意する人数(以下「有料人数」という。)を、宴会等の開催日前日(有料人数が10人以上の場合は7日前とする)の18時までに当ホテルの担当職員にご通知ください。なお、宴会等の開催日にご出席された人数が有料人数を下回った場合における利用料金は、原則として、有料人数に係る総額を申し受けます。

9. 直接ご依頼の業者に対する説明について

当ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う諸事項(宴会等に関する装飾、余興等に使用する機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取り付け方法の決定等)につきましては、当ホテルの美観、動線等を考慮し、一定のルールのもとに実施していただくよう、当ホテルより当該業者の方々にご指示を申し上げますので、これに従っていただくようにしてください。

10. 損害賠償について

お客様(お客様の側のすべての関係者を含む。)及びお客様がご依頼された業者の方々は、当ホテルの設備、什器備品等を破損したり、損傷することのないよう十分にご注意ください。

もし、当ホテルの設備、什器備品を破損または損傷をしてしまった場合は、速やかに当ホテルに申し出ていただくとともに、その修復に関して当ホテルよりご指示を申し上げますので、その指示に沿って速やかに修理を行うか、または損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

11. 禁止事項について

次に掲げる事項は当施設において禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 身体障害者補助犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、畜類等の持ち込み
- (2) 発火または引火性の物品の持ち込み
- (3) 悪臭を発するものの持ち込み
- (4) 賭博等風紀を乱す行為または他のお客様のご迷惑になるような言動
- (5) 備付品の移動
- (6) 使用目的以外の使用
- (7) その他法令で禁じられている行為

(附則)

この規約は、平成27年10月25日から施行します。